

————— JCR グリーンローン評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン評価結果を公表します。

ライトイヤー特定目的会社が調達する 貸付金 A、貸付金 B、貸付金 C に Green 1 を付与

借入人	：	株式会社 SMBC 信託銀行
評価対象	：	貸付 A（グリーンローン）、貸付 B（グリーンローン）、貸付 C（グリーンローン）
分類	：	長期借入金
エージェント	：	株式会社三井住友銀行
貸付人	：	貸付金 A：株式会社三井住友銀行を含む 3 社 貸付金 B：株式会社三井住友銀行を含む 2 社 貸付金 C：金融機関 2 社
借入額	：	貸付金 A：950 億円 貸付金 B：100 億円 貸付金 C：84 億円
貸付実行日	：	2022年2月8日
予定返済期日	：	2027年2月8日
最終返済期日	：	2030年2月8日
資金使途	：	グリーンビルディングの取得資金のリファイナンス

<グリーンローン評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第 1 章：評価の概要

ライトイヤー特定目的会社（ライトイヤー）は、物流施設の信託受益権 5 件を保有する特別目的会社（SPC）である。ライトイヤーは日本 GLP 株式会社とアセットマネジメント契約を締結しており、当該契約に基づき、物件の期中管理を委任している。

日本 GLP は、2009 年 3 月に GL プロパティーズ株式会社として設立され、2018 年 1 月に日本における事業に関する戦略の策定と実行を行うベースとして現商号へ変更している。GLP グループは、日本、中国、

インド、欧州等 17 ヶ国に拠点をもち、日本においては 2021 年 3 月時点で約 2 兆 5,000 億円の運用資産を有する物流不動産投資グループであり、先進的物流施設の開発、運営およびファンドの運営を行っている。グループ内に GLP 投資法人を擁する。

日本 GLP が属する GLP グループでは、「投資家、顧客及び業務を行う地域社会を含む、すべてのステークホルダーの価値の最大化により、ベストインクラスの物流施設を創出する」という理念に基づき業務を行い、ESG へ企業として総合的に取り組むことが、GLP グループおよび株主にとっての最大の利益をもたらす、との信念のもと、ESG に関する行動指針を策定し、当該指針に則り業務を遂行している。日本 GLP は、GLP グループの理念等に準じて、ライトイヤーの運営を含めた業務を行っている。

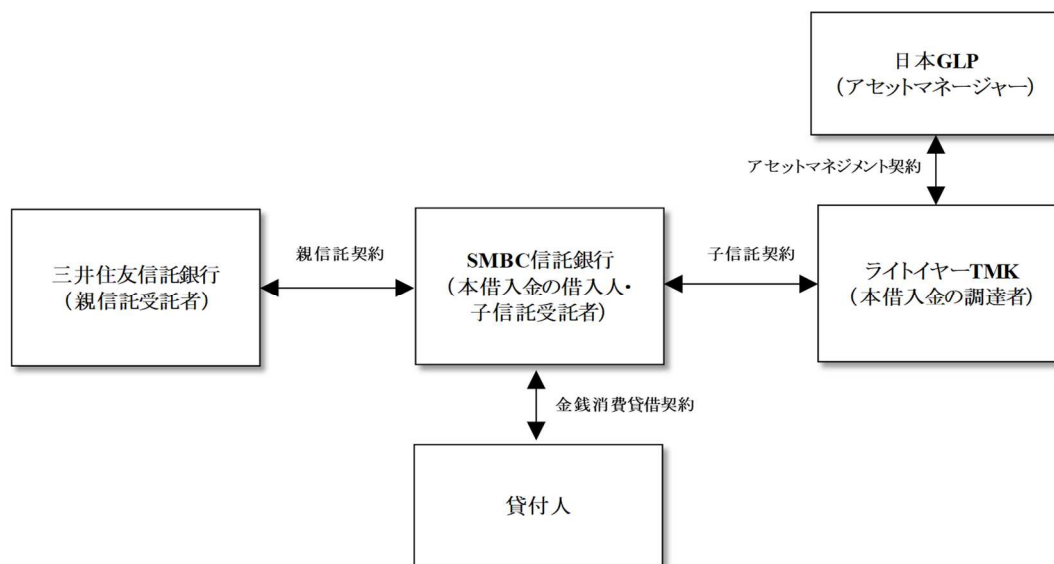
本レポートの評価対象は、ライトイヤーが実質的な調達者として調達する貸付金 A、貸付金 B および貸付 C（以上を総称して、「本貸付金」という）である。

ライトイヤーは保有する物流施設 5 件を三井住友信託銀行株式会社（親信託受託者）に信託し、交付された信託受益権を保有している。当該信託受益権の時価評価の洗い替え等の目的のため、ライトイヤーは当該信託受益権を株式会社 SMBC 信託銀行（子信託受託者）に信託する。子信託受託者は、受託した信託受益権を裏付けとして貸付人からローンを借り受ける。

本貸付金の返済は、各物流施設の賃料収入および売却代金を原資とし、金銭消費貸借契約によってあらかじめ決められた方法によって、各貸付人への利息の支払いおよび元本の返済が行われる。

本貸付金の直接の借入人は SMBC 信託銀行であるものの、本件スキームはライトイヤーが保有する物流施設の取得資金のリファイナンスを行うためにアレンジされたものである。一方で、ライトイヤーは物流施設を保有するために設立された SPC であって、当該物流施設の運営に関する業務は、日本 GLP がライトイヤーから受任している。これより、本評価レポートでは、実質的な資金調達者であるライトイヤーのフレームワークを参照し、選定プロセス等運営の判断に関する箇所は日本 GLP の体制を確認するものとする。

[スキーム図]



ライトイヤーでは、本貸付金によって調達した資金を、DBJ Green Building 認証における 4 つ星以上を取得している物流施設 5 件の取得資金のリファイナンスに充当する予定としている。JCR は、資金使途の対象に関し、環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

ライトイヤーのアセットマネージャーである日本 GLP は、環境に関する明確な目標のもと、本貸付金を調達することを企図している。環境問題へ取り組む社内体制は適切に構築されており、専門的な知見を有する部署が資金使途の対象となるプロジェクトの選定およびプロセスにも関与する仕組みが確保されている。環境にかかる取り組みは外部の専門家の意見も取り入れながら進められていること等から、JCR では

日本 GLP がライトイヤーの運営に関して適切な管理・運営体制を有し、高い透明性を持っていることを確認した。

以上より、JCR は本貸付金について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とし、「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。本貸付金は、「グリーンローン原則¹」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン²」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

¹ LMA (Loan Market Association), APLMA (Asia Pacific Loan Market Association), Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2021

<https://www.lma.eu.com/>

² 環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本貸付金の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

資金使途の概要

ライトイヤーが本貸付金によって調達した資金は、「GLP川崎」「GLP大阪II」「GLP柏」「GLP市川」および「GLP若洲」の取得資金のリファイナンスに充当される。

<GLP川崎>

物件名称	GLP川崎
所在地	神奈川県川崎市川崎区池上新町3丁目
主要用途	物流施設
敷地面積	64,194m ²
延床面積	160,218m ²
階数	地上5階
竣工年月	2008年1月
環境認証	DBJ Green Building 認証 5つ星

<GLP大阪II>

物件名称	GLP大阪II
所在地	大阪府大阪市住之江区柴谷二丁目4
主要用途	物流施設
敷地面積	61,253m ²
延床面積	135,822m ²
階数	地上4階
竣工年月	2006年10月
環境認証	DBJ Green Building 認証 4つ星

<GLP 柏>

物件名称	GLP 柏
所在地	千葉県柏市新十余二
主要用途	物流施設
敷地面積	59,442m ²
延床面積	148,453m ²
階数	地上 5 階
竣工年月	2006 年 7 月
環境認証	DBJ Green Building 認証 4 つ星

<GLP 市川>

物件名称	GLP 市川
所在地	千葉県市川市塩浜二丁目
主要用途	物流施設
敷地面積	35,723m ²
延床面積	66,297m ²
階数	地上 6 階
竣工年月	2005 年 9 月
環境認証	DBJ Green Building 認証 4 つ星

<GLP 若洲>

物件名称	GLP 若洲
所在地	東京都江東区若洲二丁目
主要用途	物流施設
敷地面積	12,579m ²
延床面積	25,052m ²
階数	地上 5 階
竣工年月	2004 年 3 月
環境認証	DBJ Green Building 認証 4 つ星

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の 100%がライトイヤーのグリーン適格クライテリアを満たす物件の取得資金のリファイナンスであり、環境改善効果が高い。

ライトイヤーは、グリーンローンフレームワークにおいてグリーンファイナンスの適格クライテリアを DBJ Green Building 認証の 3 つ星以上と定義している。DBJ Green Building 認証は、DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。「環境・社会への配慮がなされたビル」を評価軸とし、「Ecology（環境）」、「Amenity（快適性） & Risk Management（防犯・防災）」「Community（地域・景観） & Partnership（ステークホルダーとの連携）」の 3 つの大カテゴリーについて評価、評価結果は星の数で表される。それぞれ 5 つ星（国内トップクラスの卓越した）、4 つ星（極めて優れた）、3 つ星（非常に優れた）、2 つ星（優れた）、1 つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性

能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCR は本認証についても、「グリーンローン原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国または国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境および社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている³。さらに、3 つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10% (5 つ星)、上位 30% (4 つ星)、上位 60% (3 つ星) の集合体を対象としている。したがって、JCR は本貸付金の資金使途が、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

ii. 資金使途は、「グリーンローン原則」における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」および「省エネルギー」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」および「省エネルギーに関する事業」に該当する。

2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画においては、「2030 年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」ために、建築物省エネ法の改正、誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げの実施について言及されている。また、2020 年 12 月に公表された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における、住宅・建築物産業の成長戦略工程表では、上記の 2030 年の目標を達成すべく省エネ改修の推進、ZEB や ZEH の普及拡大を進めることとなっている。これより、グリーンビルディングへの投融資は環境改善効果が高い。したがって、日本 GLP が環境認証レベルの高い建物を取得し、管理・運営により維持することは、我が国の省エネルギー政策とも整合的である。

b. 環境に対する負の影響について

日本 GLP はライトイヤーが物件を取得する際にデューデリジェンスを行い、環境面および社会面でネガティブな影響を与えうるリスクを特定している。JCR は、日本 GLP へのヒアリングおよび関連資料を確認し、資金使途の対象となる物流施設が及ぼす環境および社会に対する負の影響の蓋然性は小さいと判断している。これより、JCR は資金使途の対象となる物件について、適切にリスクが管理されていると評価している。

³ 「DBJ Green Building 認証 評価項目の改正および公開について」(2019 年 2 月 DBJ Green Building 認証ウェブサイト)

c. SDGs との整合性について

JCR は、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、本貸付金の資金使途の対象が以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローンを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準およびそのプロセスの妥当性、ならびに一連のプロセスが適切に貸付人等へ開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

GLPグループは「ESGに関する行動指針」を定めており、日本GLPのウェブサイト上で公開している。日本GLPはライトイヤーのアセットマネジメント業務を通じて、サステナビリティへの取り組みを積極的に行っている。日本GLPはライトイヤーが本貸付金を調達することにより、「ESGに関する行動指針」の以下の項目を実現することを目標と定めている。

- 2) ESGリスクと機会に配慮した意思決定プロセスを構築
- 5) サプライチェーンの効率性を最大化し、各マーケットの内需主導型成長ニーズに対応
- 7) 地域社会への貢献におけるイニシアティブの発揮
- 8) 環境保全に取り組む革新的な企業文化の構築
- 9) 業務全体にわたる環境保全の推進
- 11) 省エネルギー施策の推進と再生可能エネルギーの導入
- 12) 新規開発におけるサステナビリティ評価の推進

本貸付金によって調達された資金は、評価フェーズ1で既述の5件の物流施設の取得資金のリファイナンスに充当される予定であり、グリーンローン実行を通じてライトイヤーおよび日本GLPが実現しようとする上記の目標設定は適切であるとJCRでは評価している。

b. 選定基準

ライトイヤーは、グリーンローンフレームワークにおいて、資金使途の適格クライテリアをDBJ Green Building 認証3つ星以上と定めている。評価フェーズ1で記述の通り、JCRは、ライトイヤーの適格クライテリアについて適切であると評価している。

c. プロセス

ライトイヤーが取得する物件は、アセットマネージャーである日本GLPによって決定される。

本貸付金の資金使途たる物件は、物件に関する専門的知見を有する投資開発部とライトイヤーの運用を行う投資運用部によって選定される。最終的な決定は、日本GLPの社長、CFO等の執行役員等から構成される合議体であるジャパン・インベストメント・コミッティーの決議を経て、GLPグループの経営陣で構成される合議体であるグローバル・インベストメント・コミッティーの決議に

より行われる。機関決定プロセスに経営陣および専門的知見を有する部署が関与していることより、プロセスは適切である。

本貸付金に関する目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートにて開示されることから、貸付人に対する透明性は確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、借入人によって多種多様であることが通常想定される。本項では、グリーンローンにより調達された資金が確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

なお、グリーンローンにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本貸付金は、評価フェーズ 1 で記載した 5 件の物流施設の取得資金のリファイナンスとして、全額調達後速やかに充当される予定である。

本貸付金の実行から物流施設の取得資金のリファイナンスに充当するまでのフローは、金銭消費貸借契約書等で明確に定められている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、本貸付金によって調達された資金が当初想定以外の資金用途に充当されることはないと考えられる。

調達資金の追跡管理は、本貸付金の借入人である SMBC 信託によって行われる。SMBC 信託における信託の財産状況における報告は年に 4 回、貸付人および受益者に対して報告される。また、SMBC 信託自体も会計監査を受けるため、本スキームにおける統制は適切に働いていると考えられる。

本貸付金は、実行後速やかに資金用途の対象となる物流施設の取得資金のリファイナンスに充当されるため、実行当初の未充当資金は発生しない。また、本貸付金の返済前に、調達資金の充当対象となる物流施設が売却等により充当対象から外れる場合、SMBC 信託は金銭消費貸借契約に記載されているウオーターフォールに準じて、本貸付金の返済を行うため、返済までの間未充当資金が発生することは想定されない。

以上より、本貸付金にかかる資金管理は妥当であり透明性が高いと JCR は評価している。

3. レポーティング

(1) 評価の視点

本項では、グリーンローン実行前後での貸付人等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

SMBC 信託は、本貸付金の調達後速やかに調達資金の全額を評価フェーズ 1 に記載の物流施設の取得資金のリファイナンスに充当する予定である。上記を含む本貸付金の充当状況に関しては、アセットマネージャーである日本 GLP のウェブサイト上で開示することとしている。また、調達資金の充当対象となるプロジェクトに当初の予定と異なる事象が発生した場合も、日本 GLP のウェブサイト上で開示することを予定している。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

今後、ライトイヤーは資金使途の環境改善効果として、資金使途の対象となる物流施設の環境認証に係る情報（認証の種類とレベル）を、日本 GLP のウェブサイト上で開示する予定である。

JCR は、上記レポーティングについて適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンローン実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

日本 GLP が属する GLP グループでは、「投資家、顧客及び業務を行う地域社会を含む、すべてのステークホルダーの価値の最大化により、ベストインクラスの物流施設を創出する」という理念に基づき業務を行い、ESG へ企業として総合的に取り組むことが、GLP グループおよび株主にとっての最大の利益をもたらす、との信念のもと、ESG に関する行動指針を策定し、当該指針に則り業務を遂行している。2020 年 11 月には GLP グループとしてのグリーンファイナンス・フレームワークを開示しており、環境負荷の低い優れた物件を取得し運営することで、企業価値およびステークホルダーへの価値向上を目指している。

GLP グループで掲げられている「ESG に関する行動指針」は、物流ニーズの高まりに対して、より持続可能な形で応えうる最高水準（ベストインクラス）の物流施設の開発を行い、サプライチェーンの効率化を実現していくという目標を達成するために GLP グループが制定したものであり、日本 GLP もライトイヤーの運営等を通じて、当該行動指針に従っている。

GLP グループ ESG に関する行動指針

- 1) 倫理的で誠実なビジネスの実践
- 2) ESG リスクと機会に配慮した意思決定プロセスを構築
- 3) ステークホルダーとの積極的な関係構築
- 4) 優秀な社員の確保と育成
- 5) サプライチェーンの効率性を最大化し、各マーケットの内需主導型成長ニーズに対応
- 6) 正確なデータに基づいたパフォーマンスの推進
- 7) 地域社会への貢献におけるイニシアティブの発揮
- 8) 環境保全に取り組む革新的な企業文化の構築
- 9) 業務全体にわたる環境保全の推進
- 10) 企業市民の一員としての社会貢献
- 11) 省エネルギー施策の推進と再生可能エネルギーの導入
- 12) 新規開発におけるサステナビリティ評価の推進

日本 GLP は、日本における物流施設に関し開発・建設の上流からリーシング、竣工物件の運営管理の下流まで幅広く業務対象としている。ファンド運営については、今般評価対象としているライトイヤーの他に、5 本のファンドを運営している。GLP グループが開発した物件の一部はグループ内の GLP 投資法人へ譲渡されることもあり、自社のファンドおよび GLP 投資法人を利用してキャピタルリサイクル戦略を実行し、GLP のグループの求める先進的物流施設を提供し続ける仕組みを構築している。

GLP グループでは、サステナビリティにかかる取り組みを推進する合議体としてグローバル ESG タスクフォースを有し、日本を含むグループ各拠点に共有される。国内では戦略策定を行う合議体であるジャパン・ストラテジー・コミッティーでサステナビリティに関する討議も行われ、ライトイヤーの運営も当該コミッティーの決定事項を参照した上で行われる。GRESB の取得をはじめとするサステナビリティの取り組みの推進には、外部コンサルティングを活用してアドバイスを求めている。

上記の体系的な取り組みが奏功し、2021 年の「GRESB リアルエステイト評価」において日本 GLP の運用するファンドである「GLP ジャパン・インカム・ファンド」と「GLP ジャパン・インカム・パー

トナース I」は、環境配慮やサステナビリティに関する取り組みについて「マネジメント・コンポーネント」および「パフォーマンス・コンポーネント」の両面で共に高い評価を受け「Green Star」を取得、また総合スコアでの相対評価による「GRESB レーティング」においては、それぞれ4Star、5Starを取得している。

JCR は、これらの組織としての環境への取り組みについて、日本 GLP の経営陣が環境問題を優先度の高い重要課題として位置付けており、社内外の環境に係る専門的な知見を有するリソースを活用して自社の取り組みを推進していると評価している。

(参考) GRESB リアルエステイト評価について

GRESB とは、2009 年に創設された、実物資産（不動産・インフラ）を保有、運用する会社の ESG への配慮度合いを測定し、評価するベンチマーク及びそれを運営する組織を指す。Global Real Estate Sustainability Benchmark の頭文字をとったもの。2016 年から評価結果は5段階で示されている（5スター、4スター、3スター、2スター、1スター）。優れた取り組みを行う会社には、5段階評価とは別に「Green Star」を付与している。J-REIT からは2021年現在で55投資法人が評価に参加している。

■評価結果

本貸付金について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンローン評価」を“Green 1”とした。本貸付金は、「グリーンローン原則」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンローン評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス評価は、評価対象であるグリーンファイナンスの実施により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスの実実施計画時点または実施時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンスの実施により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR グリーンファイナンス評価：グリーンファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ホジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル